

一般社団法人H E A D研究会 定款  
(抄)

平成23年9月設立

# 一般社団法人H E A D研究会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人H E A D研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を

東京都千代田区外神田六丁目11番14号  
に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大きな転換期を迎えている建築及び都市に関連する業界を対象として、その知的資産、技術的蓄積、人材の能力をより豊かに発揮させる有効な方法を見出すための調査、研究、プラットフォームの構築、広報などの事業を行い、建築、都市に関連する領域に活躍の場を創り出し、産業的環境の形成に寄与し、より豊かな社会、環境を創造することに、社員自らが主体者となり貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の建築技術をベースとした海外展開とその研究
- (2) 優れた建築部品の選定・開発とその広報活動
- (3) 新しいリノベーション手法の研究と普及活動
- (4) 工務店及び不動産の新しい業態の開発と研究活動
- (5) 新しい建築、建築産業を作り出す人材の育成・教育活動
- (6) 建築マーケットを支えるプラットフォームの研究と構築
- (7) 建築及び建築産業に関わる起業支援活動
- (8) 建築及び建築産業に関わる既存制度の研究と改善活動
- (9) 各種メディアによる広報発信事業
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援

助の活動  
(11)その他前各号に付帯する一切の事業

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

社員の種類は以下の2種の会員とする。

個人正会員

法人正会員

U-30会員（30歳未満の個人会員）は準会員とし、将来の正会員としての準備期間とする。なお、U-30会員の本会の事業の参加に制限は設けないものとする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は年会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 二年度にわたる会費未納状態となつたとき。
- 二 総社員が同意したとき。

三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

##### (構成)

第11条 社員総会は、社員である個人正会員及び法人正会員をもって構成する。

##### (権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

##### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

##### (議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長たる代表理事がこれにあたる。

##### (議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上30名以内
- 二 監事 3名以内

2 理事のうち2名を代表理事、2名を業務執行常務理事とする。

3 代表理事のうち1名を理事長、1名を副理事長と称する。業務執行常務理事のうち1名を事務局長、1名を総務担当とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 新任及び補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 署名人に指名された理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款

及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。  
(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人は剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第9章 基金

(基金の募集)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割り当て及び払込み等の手続については、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第40条 当法人の基金は、当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

2 拠出者より払込み又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預金とし、この定款の定めに従って拠出者に返還される。

3 基金の返還に係る債権には利息を付さない。

4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。

5 基金の拠出者は、当法人の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。

6 基金の拠出者は、当法人の社員たる地位を兼ねることができる。

(基金の返還手続)

第41条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議の



上、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に規定する  
限度額の範囲で行うものとする。

平成24年5月23日 定款一部修正（定時総会にて承認）

平成26年5月21日 定款一部修正（定時総会にて承認）

平成27年5月18日 定款一部修正（定時総会にて承認）

平成30年5月25日 定款一部修正（定時総会にて承認）